

令和4年度（2022年度）第1回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年4月13日（水）午後1時30分開会  
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻より若干早いですが、出席予定の皆様の準備ができましたようですので、ただいまより令和4年度第1回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆さん、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長の1名、オンラインでの出席が14名、合わせて15名全員の委員の方のご出席をいただいております、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、鈴木委員におかれましては所用により途中でご退席の予定と伺っております。

## 2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、この4月から環境保全局長に就任いたしました竹澤よりご挨拶いたします。

○竹澤環境保全局長 皆さん、こんにちは。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、この4月から環境保全局長を拝命いたしました竹澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

令和4年度第1回目の環境影響評価審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置は、先月、解除になったところでございますが、引き続き、感染防止対策の徹底を図る必要があることから、今回もリモートを併用しての開催とさせていただいております。委員の皆様には大変ご不便をおかけすることになりますが、ご理解をよろしく願いいたします。

さて、私は、平成29年度、30年度に環境計画担当課長としてアセスを担当しておりまして、4年ぶりにこの審議会に参加させていただいております。何名かの委員の皆様には当時から審議会でのご審議や現地調査などで大変お世話になってございます。ありがとうございました。

当時も風力発電の案件が非常に多く、大変だったと記憶しております。今日も大変多くの風力発電案件があり、委員の皆様にはご苦勞をおかけすることとなりますが、何とぞよろしく願いいたします。

また、この4月に組織機構の改正がございまして、局の名前が環境局から環境保全局に変更となっております。あわせて、環境計画担当課長の職が廃止となり、環境アセスについては環境政策課長が担当することとなりました。このように組織の見直しがありましたけれども、環境影響評価審議会の運営については、これまでどおりしっかりと対応させて

いただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

気候変動問題が国際的にも非常に重要な課題となる中で、我が国におきましても、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、北海道においてもゼロカーボン北海道の実現に向けて取組を進めているところでございます。

その一方で、風力発電施設や太陽光発電施設などの再生可能エネルギー施設の設置に伴う生活環境や自然環境などへの影響も懸念されるところでございまして、こうした課題に対しまして、地元自治体や住民の皆様の声を聞くプロセスを経て、環境に配慮したよりよい事業計画へと導く本アセス制度の重要性はますます増していくものと考えてございます。

今後のご審議に当たりましては、案件数も非常に多く、委員の皆様には何かとご負担をおかけすることになると思っておりますけれども、本道におきますアセス制度の適切で円滑な運用に向けて、専門的で科学的な観点からのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎連絡事項

**○事務局（石井課長補佐）** ただいまのご挨拶にもありましたように、4月1日付で環境計画担当課長の職が廃止され、環境政策課長がアセスも担当することとなりました。そのほか、その下の担当についても、私を含め、6名から5名の体制に変わりました。うち2名が新たに事務局職員となっておりますので、併せてご紹介いたします。

初めに、環境政策課長の阿部和之でございます。

**○事務局（阿部環境政策課長）** 阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど来ご説明がありましたように、本年度も審議案件が多くなることが予想されますが、私ども事務局としましては円滑な審議運営に向けて努力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局（石井課長補佐）** 次に、係長の川村美穂でございます。

次に、主任の道場航大です。

今年度はこの体制で進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会の運営についてです。

今回もオンラインを併用した対面形式での開催としておりますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止を図っていく必要があることなどから、傍聴の方については、人と人との距離を確保するための定員の削減、体調に不安のある方の入場の制限、マスク着用や手指消毒の徹底など、感染防止の取組に配慮した形で開催してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、竹澤局長につきましては、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

〔竹澤環境保全局長退席〕

○事務局（石井課長補佐） それでは、資料について確認いたします。なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前にお送りしております。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1から資料3については1と2、資料4については1から3まで、そして、番号のついていない2枚物の資料が1部となっております。配付漏れはございませんでしょうか。

続きまして、本日の審議の流れをご説明いたします。

本日の議事は4件です。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。クリーム色の図書で、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業です。

議事（2）は、1回目の審議となります（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。こちらも株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業でございます。

議事（1）と議事（2）については、事業者が同じで、かつ、事業想定区域を非常に広く取った中で複数の発電所が含まれるという事業の特徴が共通しており、質問内容やその回答のほか、審議の際の論点についても共通する部分が多くなることが予想されますことから、先ず、それぞれの事業の概要をご説明した後、1次質問とその事業者回答の報告及びその後に行う皆様の審議については、二つの事業をまとめて行いたいと考えております。時間としては、二つの議事を合計して60分程度を予定しております。

議事（3）は、1回目の審議となります（仮称）抜海・豊田風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。こちらも株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業でございます。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（4）は、1回目の審議となります（仮称）新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書についてです。こちらは株式会社ジェイウインドの事業でございます。事務局からの事業概要の説明、意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

早速、議事に入りたいところですが、審議に先立ちまして、事務局から報告があるとのことですので、その報告と説明を求めます。

○事務局（石井課長補佐） 議事に移る前に事務局から本審議会の運営要綱について皆様にご相談がございます。

番号なしの資料としてお配りしております北海道環境影響評価審議会運営要綱についてですが、先ず、2枚目の新旧対照表をご覧ください。

今回は、議事録等についてと審議会の庶務についての2点を変更させていただきます。

一つ目の議事録等については、要綱の第4条により、「会長が指名する委員2名が確認の上、記名押印し、保存する」としていましたが、この記名押印制を廃止し、会長確認に変えようとするものでございます。

議事録については、毎回、事務局が作成したものに対して出席委員からご意見をいただき、それを反映したものを予め指定された2名の委員にご確認いただいておりますが、議事内容等の全般については会長が一番把握されていること、また、議事録の早期公開が求められていることや押印廃止の流れなども加味しての変更でございます。会長のご負担が増えることとなりますが、露崎会長には快く了解をいただいております。

二つ目の審議会の庶務については、開会の挨拶において竹澤局長からも言及がありましたように、4月1日付で行われました道庁の組織改編に伴う名称変更です。

以上の2点につきまして、皆様から特にご異論がなければ、本日より新しい運営要綱を適用させていただきたいと考えております。

○露崎会長 今のご説明に関しまして確認したいことやご意見等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、質問や意見等はないので、承認いたします。

これから議事に入ります。

これまでは、ここで議事録の署名委員の指名を行っていましたが、今決まりましたとおり、本日から最後は私が確認することによってこの手続は不要となりました。

それでは、議事（1）の本日が1回目の審議となります（仮称）宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書についてに移ります。

先ほど事務局から説明があったとおりに進めたいと思いますので、まず、事業の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局（菅原主任） 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事業概要の説明を行います。

宗谷管内風力発電事業の図書をご覧ください。

表紙に記載がありますとおり、事業者は株式会社ユーラスエナジーホールディングスでございます。

本配慮書は今年の2月17日付で受理いたしまして、本審議会には3月3日付で諮問をさせていただきます。

なお、知事意見は事業者から6月1日までを期限として求められております。

図書の縦覧期間は2月17日から3月22日までとなっております。

一般意見の募集についても3月22日までとなっており、現在は終了しております。

ここまでの内容につきましては、後にご説明いたします（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業と（仮称）抜海・豊田風力発電事業にも共通しております。

それでは、事業内容についてご説明いたします。

図書の5ページをご覧ください。

これは事業実施想定区域の位置を表した図ですが、事業実施想定区域は非常に広大でありまして、区域の面積は合計して約13万1,000ヘクタールとなっております。

飛びまして、36ページには周辺の風力発電事業の状況がまとめられておりますが、本図を見ますと、ほかの一般的な風力発電事業と比べまして、区域が非常に広大に取られていることが分かるかと思えます。

それでは、4ページまでお戻りください。

本事業の概要についてですが、1事業で5発電所程度の風力発電事業である旨が記載されております。今までの一般的な風力発電事業においては、1発電所に対して一つの事業が立ち上げられ、アセスメントが行われてきたわけですが、本事業に関しましては、五つの発電所を一つの事業として扱っております。しかし、環境アセスメントは事業を対象として行われますので、五つの発電所を含んだ事業計画の環境アセスメントを行っていくこととなります。

本事業は、単機出力4,000キロワットから5,000キロワットの風力発電機を120基から150基程度設置する計画でありまして、総出力が60万キロワット程度となっております。これらは5発電所の合計値となりますが、それぞれの発電所がそれぞれどのような規模になるかはまだ示されていません。

また、事業実施想定区域は、稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町にまたがっており、そこに天塩郡天塩町を加えた1市5町1村が関係市町村となっております。

次に、31ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が約120メートルから160メートル、高さが145メートルから200メートルとなっております。変電施設については既存の設備を更新して使用予定であるとのことでございます。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてです。

区域が非常に広いため、限られた時間で十分な説明には難しい部分もございますが、順に説明してまいります。

100ページをご覧ください。

まず、重要な地形及び地質についてですが、事業実施想定区域内には重要な地形である宗谷丘陵の周氷河性波状地が存在しております。

次に、動物についてです。

123ページをご覧ください。

区域内及び区域周辺には猿払川湿原やKBA等の動物の重要な生息地が点在しておりますほか、1ページをめくっていただいて、125ページをご覧くださいますと、オオワシやオジロワシの渡りの経路となっていること、さらに進んでいただきまして、136ページですが、環境省のEADASのセンシティブティマップでは、一部区域及び隣接メッシュには注意喚起レベルA1に該当している部分があるほか、多くのメッシュでレベルA3以上となっております。

メッシュごとの確認種や集団飛来地の状況については、1枚めくっていただいて、138ページ、139ページをご確認いただければと思います。

次に、植物についてです。

172ページをご覧ください。

区域内及び区域周辺には、特定植物群落のササ草原や自然林等が分布しているほか、植生自然度9及び10の区域が広く存在しています。172ページの本図で言いますと、緑色っぽく着色されている区域が植生自然度9で、尾根筋等に見られるオレンジ色の暖色系の区域が植生自然度10となります。

あわせて、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

196ページをご覧ください。

区域内には知駒等の鳥獣保護区が存在しているほか、区域の東西の両側には、サロベツ原野及びクッチャロ湖などのラムサール条約湿地が存在しております。

次に、景観についてです。

211ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図となりますが、眺望点については、ページを大きく飛んで、437ページ、438ページにあります表4.3-33も併せてご覧いただければと思います。

それぞれの眺望点における事業実施想定区域からの方向及び距離と風力発電機の垂直視野角の最大見込みが示されてございます。垂直視野角が最も大きくなるのは、図で言うと、区域の南西部の入り組んだ部分にある大規模草地牧場と区域の東部のクッチャロ湖のそばにありますクローバーの丘でありまして、約38.2度となっております。その他、カムイト沼湖畔が約28.6度、道の駅さるふつ公園が約22.9度と続いております。

次に、ページを戻っていただきまして、214ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、区域内には幌延町のとほてエフトパスやエサヌカ原生花園が含まれてございます。

次に、住宅等の位置についてです。

256ページをご覧ください。

縮尺の関係で点がかかりにくくなっていますが、紫もしくはピンク色の点が住宅となります。また、そこから1ページ戻っていただいて、254ページには配慮が特に必要な学校等の施設の位置が点で示されております。これらについて、またページが飛んで、

358ページからの表4. 3-8において各施設からの距離が表されておりました、最も近いものとして稚内市の富磯小学校が500メートルとなっております。

その表のページをめくっていただきまして、362ページをご覧ください。

今回の風力発電機設置対象区域からの距離別に各施設及び住宅の分布状況が示されております。これを見ますと、500メートル以内にこれらの施設等は存在していないものの、1キロメートル以内の範囲には約3,000軒、さらに、そこから離れて1キロメートルから2キロメートルの範囲には1万軒弱の施設及び住宅等が分布していることが分かります。

次に、少し戻りまして、329ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表となります。環境影響要因の区分の工事の実施による環境影響要因については、配慮書段階では、工事計画の熟度が低く、工事中の影響を検討するための情報が少ないことから工事の実施に関する環境影響要因を対象としないこととしたという考えにより、こちらは選定されていません。ただし、土地または工作物の存在及び供用について、陸上風力発電事業に係る項目はおおむね選定されてございます。

次に、少しめくっていただいて、332ページから333ページをご覧ください。

一つ一つは読み上げませんが、こちらは、調査、予測及び評価の手法について、選定した環境要素の区分ごとにまとめた表となりますので、ご参照いただければと思います。

また、ページがまたがってしましますが、389ページ、390ページ、407ページには、専門家等への意見聴取の内容が載っております。図書には事業者の対応が載っていないのですが、別添資料1-2の8ページから10ページに記載されておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

なお、専門家の意見への対応については、今回の同事業者による別事業への聴取内容と共通点が多いため、地域特性に応じた情報収集の観点からQ&Aで質問を行っておりまして、その際に改めてご参照いただければと存じます。

続きまして、446ページから448ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表ですが、選定された全要素において重大な影響の回避または低減が将来的に可能であると評価し、この図書を締めくくっております。

以上が本事業の概要の説明となります。

○**露崎会長** 引き続きまして、議事(2)の(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業計画段階環境配慮書につきまして、事業概要の説明をお願いします。

○**事務局(菅原主任)** 引き続き、(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業の概要についてご説明します。

図書が切り替わって申し訳ないですが、そちらの図書をご覧ください。

事業者は、先ほどご説明した(仮称)宗谷管内風力発電事業と同様に、株式会社ユーラスエナジーホールディングスとなります。

図書については2月17日付で受理し、3月3日付で諮問をさせていただいております。

知事意見については6月1日が期限となっております。

それでは、事業内容について改めてご説明してまいります。

まず、4ページをご覧ください。

本事業も1事業で5発電所程度の風力発電事業であるとされています。事業実施想定区域の面積は約4万877ヘクタールとなっており、先の事業ほどではありませんけれども、かなり広い区域が設定されています。

具体的な区域については、1枚めくっていただいて、6ページに図が掲載されておりますので、併せてご覧ください。

それでは、引き続き、4ページの内容について説明させていただきます。

本事業は、単機出力4,000キロワットから5,000キロワット程度の風力発電機を70基から80基程度設置する計画であり、総出力は35万キロワット程度となっております。

また、事業実施想定区域は、天塩郡天塩町、天塩郡遠別町、苫前郡初山別村にまたがっておりまして、そこに天塩郡幌延町を加えました3町1村が関係町村となります。

設置が予定されている風力発電機の概要については、先ほどの事業と同一のため、今回は省略いたします。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について説明してまいります。

まず、地形についてです。

65ページをご覧ください。

区域内には、自然景観資源である稚咲内海岸や築別一初山別段丘等の複数の海成段丘が存在しています。

次に、動物についてです。

81ページをご覧ください。

区域内及び区域周辺には鳥獣保護区やKBA等の動物の重要な生息地が存在しておりますほか、2枚めくっていただいて、85ページをご覧くださいと、オオワシやオジロワシの渡りの経路となっております。

また、95ページにはセンシティブティマップが掲載されておりますが、こちらでは、隣接メッシュの一部が注意喚起レベルA1に該当しているほか、区域及び隣接メッシュの多くはレベルA3もしくはレベルBとなっております。

こちらにも、メッシュごとの確認種や集団飛来地については、ページをめくっていただき、97ページ、98ページをご覧くださいと思います。

次に、植物についてです。

124ページをご覧ください。

区域内及び区域周辺には、重要な自然環境のまとまりの場として、特定植物群落の天塩川河口アカエゾマツ林や天塩町干拓一更岸海岸林のほか、植生自然度9及び10の区域が存在しています。あわせて、150ページをご覧くださいと分かりやすいのですが、区域

の北側は利尻礼文サロベツ国立公園が隣接しているという状況です。

次に、景観についてです。

少し戻りまして、134ページをご覧ください。

主要な眺望点の位置ですが、区域内及び区域周辺の主要な眺望点から延びるような形で主要な眺望方向が示されております。

また、かなり後ろになりますますが、321ページの表4.3-37をご覧ください。

こちらも同様に、それぞれの眺望点における事業実施想定区域からの方向及び距離と風力発電機の垂直視野角の最大見込みが示されております。今回、垂直視野角が最も大きくなるのは、先ほどの図を併せて見ていただくと分かる通り、天塩河口大橋が風力発電機の設置対象区域とほぼ接しており、70.8度となっております。その他、樹遠大橋で45.6度、国道232号で21.4度と続いています。

ページを戻っていただきまして、次に、139ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場の位置ですが、区域内には、天塩川河川公園やオロロン街道、金比羅神社をはじめとしまして、12か所が存在しています。点を数えていただくと11か所しかないかと思いますが、区域の北側に隣接していますカヌー下り用の天塩川を含んで12か所ということです。

次に、住宅等の位置についてです。

162ページから164ページをご覧ください。

住宅はピンク色もしくは紫色の点で、その他配慮が必要な施設はさらに大きめの点で表されています。

少し戻っていただいて、160ページ、161ページをご覧ください。

各施設等からの距離が先ほどのように表されておりますが、最も近い施設については、天塩町の福祉施設である恵愛荘とケアハウスかがやきで、570メートルとなります。

またページが飛びますが、239ページをご覧ください。

先ほどの事業と同様に、風力発電機設置対象区域からの距離別に各施設及び住宅の分布状況が示されております。500メートル以内にこれらの施設は存在しておりませんが、1キロメートル以内の範囲には3,000軒弱、さらに、1キロメートルから2キロメートル以内の範囲には2,000軒弱の施設及び住宅が存在していることが分かります。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

少し戻っていただきまして、225ページをご覧ください。

こちらも、先ほどの図書と同様に、工事の実施による環境影響は選定されていません。

また、土地または工作物の存在及び供用についてですが、重要な地形及び地質については設定されていません。選定しない理由としては、1枚めくっていただいて、226ページですが、区域内に重要な地形及び地質は存在しないこととなっております。

また、調査、予測の手法については228ページから230ページ、評価結果の表については333ページから335ページとなりますが、これら選定されている全要素で重大

な影響の回避または低減が将来的に可能であると評価しております。

以上がこちらの事業概要の説明となります。

図書のページが行ったり来たりとなり、分かりにくかったかと思いますが、よろしくお願いたします。

○**露崎会長** 引き続きまして、(仮称)宗谷管内風力発電事業計画段階環境配慮書及び(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業計画段階環境配慮書の主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局(菅原主任)** これまでご説明した2事業の図書について、事務局から1次質問を行いました。資料1-1及び資料2-1にそれぞれ事業ごとにまとめておりまして、そこから幾つかご紹介してまいります。

なお、これらの資料の中の網かけで記載されている内容については、どちらの事業にも共通して質問もしくは回答があったものです。説明については基本的に資料1-1を用いて行いますが、留萌北部のほうでは、一部、特異な質問がありましたことから、その際は資料2-1を参照いたします。

また、このような形式でご説明することをあらかじめ想定していたわけではなく、今回、説明のために便宜的に網をかけているため、網かけ部分であっても一部書きぶりが異なっていたり、網をかけていない部分でも基本的には同趣旨だったりするところがありますが、その点についてはご了承いただければと思います。

それでは、説明に入っていきたいと思います。

まず、資料1-1の1ページの質問1-4をご覧ください。

事業規模に対して、区域設定が広過ぎて、今後の環境配慮の検討において本図書が果たして本当に機能するのだろうか、少なくとも各発電所の設置エリアを示した上で状況整理や予測、評価を行う必要があるのではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、事業計画の初期段階であり、想定される改変範囲を最大限に取ることが適切と考えている、各発電所の設置エリアの明示等は事業計画が進んだ段階で行うとのことです。

また、それに関係して、1枚めくっていただき、2ページの質問1-7をご覧ください。

関連事業者が過去に同様に広大な区域設定を行いました道北中央風力発電事業の配慮書における知事意見を基に、その受け止めと本事業においてその意見をどのように反映しているのかを質問しております。これに対して、事業者からは、長いので、かなり抜粋しますが、環境要素からの絞り込みとして、国立公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区等を除外している、また、配慮書段階では影響が今後の手続段階で回避または低減が可能であるかについて予測、評価を行っており、これは手引に基づいていますとのことです。

次に、3ページの質問2-3をご覧ください。

本事業特有である1事業、5発電所という構造に関して、事業と発電所の違いを含めて質問しております。これに対して、事業者からは、発電所は発電施設のある場所、事業は発電設備を建設、運営するプロジェクト全体のことであり、今後、この5発電所を一体の

事業としてアセスメントを進めていくとのことでした。

続きまして、めくっていただき、5ページの質問2-18をご覧ください。

両事業とも周辺に稼働中もしくは計画中の他事業があることから、累積的影響の評価についての見解を質問しております。これに対して、事業者からは、現時点では他事業との協議を行っていないものの、累積的影響が懸念される環境項目については累積的影響の予測を行うとのことでした。

少しページを飛ばしまして、8ページの質問4-6をご覧ください。

こちらは騒音及び風車の影に関する質問です。網かけはありませんが、両者の事業に関しては、先ほども図書でご紹介したとおり、住宅の戸数が変わっているだけであり、留萌北部のほうでも資料2-1の8ページの質問4-6で同様の質問を行ってございます。内容としましては、区域から2キロメートルの範囲に住居等の存在が多数認められる中、将来的にその戸数が減少することのみをもって影響が回避または低減されると評価することは望ましくないことから、方法書以降の手續における影響の回避、低減に関する留意事項について質問しました。これに対して、事業者からは、両者共通となりますが、区域の絞り込みの際に離隔について留意するとともに、必要が生じた場合は風車配置について再検討するとのことでした。

続きまして、地形、地質に関する質問ですが、これは事業によって大きく異なりますので、それぞれ紹介させていただきます。

まず、宗谷からですが、9ページの質問4-8をご覧ください。

重要な地形である宗谷丘陵が区域と重複していること、事業者の別事業においても重複が見られることから、累積的影響について質問しております。これに対して、事業者からは、先行事業での知見を活用しながら必要に応じて予測及び評価を行うとのことでした。

次に、留萌北部のほうですが、資料2-1の7ページの質問4-2をご覧ください。

環境影響配慮事項の選定で重要な地形及び地質は存在しないとしていますが、区域内には自然景観資源である稚咲内海岸や海成段丘が存在することから、配慮事項として選定すべきではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、重要な地形及び地質は地形レッドデータブックまたは文化財保護法で指定されたものであって、その他重要度については記されていないことから、重要な地形には該当しないと考えているとのことでした。

続きまして、資料1-1の宗谷管内の事業に戻っていただきまして、9ページの質問4-11をご覧ください。

動植物に関して、既存資料の整理では把握し切れない情報を補完するために専門家ヒアリングを実施したと図書に記載しているにもかかわらず、地域的に異なる3事業で内容が共通していたり、非常に広大な区域にもかかわらず、専門家が1人のみであることなどは不十分ではないかという質問をしております。これに対して、事業者からは、道北地域に精通した専門家であり、区域に即している。今後の手續において必要に応じて別の専門家

からのヒアリングも検討するとのことでした。

続きまして、10ページの質問4-16をご覧ください。

動植物に関して、事業区域が非常に広大になっているものですから、事業区域全体に係る調査、予測及び評価が適切に行えるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手續において、区域全体を網羅した適切な調査、予測及び評価の手法を整理し、予測、評価の結果を示すとのことでした。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。期日が短くて大変申し訳ないのですが、来週の火曜日の4月19日を期限として、後ほどメールにてそれぞれ依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2事業分で長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

**○露崎会長** それでは、これまでの説明につきまして、どちらの事業でも両方でも構いませんので、委員の皆様から質問や意見をお願いします。大き過ぎて何を聞いたらいいか分かりづらいところもあるかと思えますけれども、そこをたやす意味でも、どんな質問でもよろしいので、お願いします。

**○押田委員** トウキョウトガリネズミだ、コウモリだといつも言っておりますが、まさしく大き過ぎる規模であり、あまりにもスケールが違うので、ぴんときていないところです。

その上でお聞きしたいのは、こういう感じで一気に始めてしまうものなのか、それとも、エリアの中で、まずはここ、次にここというふうに段階的に進められていくのかどうかということです。もし段階的に進められるのであれば、評価も段階的にしていくほうが安全策となるといえますか、これはかなりの改変になりそうなので、その辺りについて、こんなに大規模にしてしまわない方法があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、これは二つの事業ですが、道北の東側と西側とが接するような感じなので、二つというよりも全部が合わさって影響が出るような感じがしています。そのため、この二つの事業の累積効果というものはもう出るのではないだろうかという気もしているのですが、両事業間の累積効果や影響も考えられているのかどうか、お伺いできればと思います。

**○事務局（石井課長補佐）** まさに事業区域が広大で、しかも複数の発電所を含んだ計画ということで、菅原からは、質問1-7の過去の知事意見の反映や、発電所と事業の関係についてご説明させていただきました。

我々としても、こういう計画を考えていますという説明を初めに受けた時に、先ずは過去の知事意見をどう踏まえてこういう計画になったのかを聞くとともに、そもそもこういう計画の出し方が認められるのかどうかを所管している経済産業省にきちんと確認しなさいということを申したところです。その後、経産省からアセス法を所管している環境省に連絡したのか、その詳細については伺っておりませんが、質問2-3の事業者回答

の最後のところにあるように、環境省の審査官からは一つの事業につき1冊の図書としてアセス手続を進める必要があるという回答があり、この五つの発電所を最後まで同時に進めることになったということです。

また、昨年、アセス逃れを防ぐための事業の一体性の考え方について整理されましたが、運営が一体的であるかどうかとともに、工事時期についても考慮されるということでした。今回は、五つの発電所を同時期に一体的に工事を進め、かつ、一つの事業として五つの発電所を一体的に運営していくということで、こういう壮大な計画が一つの事業になったと事業者から伺っております。

しかし、これについては我々も非常に疑問に思っております、事業者にきつく質したところですが、環境省の見解も踏まえ、こうなったという経緯がございます。

○事務局（菅原主任） 続きまして、二つ目のご質問に関してですが、今回、累積的影響に関しては、主に質問2-18の部分で質問したところでございます。

今回、複数の図書が同時に出てきており、その中には複数の発電所が含まれていることに加え、区域的にも近接しているということで、その辺の切り分け方やまとめ方についての質問は色々としたのですが、事業間における累積的影響について、特出しした質問はまだしていませんでしたので、今後、累積的影響の質問に合わせるような形で質問をしてみたいと思います。

○押田委員 それにしても、風車の数は、乱暴なと言うと変な言い方ですが、120基から150基、70基から80基という中で、また、バイアスができてしまったり、将来的には困った事態になることが予測できますので、やはり、今ここでまとめて一気に考えるべきことなのかどうかということには少し疑問が残るかなと思います。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○石井委員 感覚的で申し訳ないのですが、今の件はやっぱり常識的に無理があると思います。これは2次的な質問をしてもいいのであれば、例えば、建設を本当に同時にできるのかです。できてしまえば同時に運営はできるのでしょうかけれども、そこは事業者が何とでも言えるような雰囲気でしたのですね。

そこで、同時の定義です。例えば、5年や10年かかっても同時に事業をやっていると言えば同時となるのかどうかなど、常識的な範囲も含め、一度ちゃんと議論をしたほうがいいのかと思ったのですが、それに対する見解はいかがでしょう。

○事務局（石井課長補佐） 同時期の定義や範囲は明示されておらず、事業者からは、あくまでも一つが終わってから次にということではなく、同時に進めるという程度の回答でございます。

○石井委員 こういったアセスの評価には時間がかかりますし、コストもかかるので、規模の効果ではないですけれども、とにかく一遍に幾つかの事業をくっつけてしまえば何となく効率的になると思う事業者の気持ちも分かりますが、極論を言うと、今後、北海道全体をある一つの事業者が20年間をかけて同時につくっていきみたいなのがまかり

通ってしまう気がするのですね。私が言っていることもかなり非常識だと思いますが、こういうことは本当にいいのかなと思いますし、常識が通らない、うまくいかないところの虚しさみたいなものを感じるのです。

ですから、この案件に限らず、行政として、環境省や経産省に何か物を申すだとか、事業者だけではなく、1事業につき1冊の図書という回答をした環境省に、もう少しここを明確にしてほしい、こういう案件があるのだけれども、どう思うかということを知りたいなど思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

**○事務局（石井課長補佐）** 我々は、事業者から話が来た段階で、過去にもこういうものがあって、非常に厳しい知事意見をつけているにもかかわらず、それが全く反映されていないものを出してきたということで、事実上、突き返しているのですね。その後、受け取る、受け取らないというのは、法アセスですので、経産省に判断してもらうことしかできないのですが、同時に、環境省にも、文書ではありませんけれども、こういうものは認められるのかということで、こういう計画があって、我々は過去にもこういう意見を出しており、大変憂慮しておりますということを伝えて、危機感については共有していただいております。

ただ、環境省は、一つの事業につき1冊の図書としてアセス手続を進めるという見解であり、事業者からは、最後まで一つの事業として一体的に進めていくという意味が示されているので、今後は国ともこういう案件に対する認識を共有して考えていかないとまずいのだろうなと思っております。

**○石井委員** 国ともあるところまでは思いが共有できていると理解しましたけれども、私も少し考えてみます。

**○露崎委員** 今のお話を聞いての私の意見ですが、2次質問のときに事業者にどのくらいの期間を同時と考えているのかを聞けるのであれば、お願いしたいと思います。

それでは、白木委員、お願いします。

**○白木委員** 希少猛禽類に関して2営巣期の調査をやるということで、ほかの鳥類よりも半年多くなるから、多分、前倒しの調査をやっているのかなと思うのですが、今は事業エリアが全然絞り込まれていない段階ですよ。

これはあらゆる希少猛禽類を対象にして網羅的に調査を行っていると考えてよろしいでしょうか。その辺りはどう聞いているのか、教えていただけますか。

**○事務局（菅原主任）** 前倒し調査については、質問1-1の全体に関するところで、前倒し調査をしている場合はご教示くださいということで、その内容について質問しておりますが、今回の配慮書手続においては調査内容や地点を審査していただくわけではないことから、資料提供はしないという回答がありましたので、我々として現段階でどのような前倒し調査が行われているかを知り得る状況ではないというのが1点です。

それに追加して、先ほどもご説明させていただいたかと思いますが、資料の10ページの質問4-16で区域全体を網羅した調査をすることを考えていいのですかという質問をした

ところ、網羅しますという回答が来ているので、我々としては現時点で広大な区域で考えられる全ての要素を網羅した調査が始められていると認識しています。

○**白木委員** 絞り込みの時期に関しては今後の手続において行うと記載されていますが、例えば、方法書段階までには書かれていないわけですよね。そうすると、絞り込みが行われるまでは、その範囲内において網羅的な調査をずっと行っていくことになるかと思えます。しかし、例えば、鳥類の場合は飛翔状況を連続して取っていかなければならないということもありますし、どこに生息しているかなど、全ての希少猛禽類の営巣地が分かっているわけではないので、本当に非常識的な調査をしなければならないのですね。そして、その調査方法自体にも非常に疑問があるわけです。

また、もう一つ非常に気になるのは人です。これだけ広域な範囲であり、しかも、ほかにも風力アセスがあちこちで行われている中で調査を行えるような適切な人材はそんなにいないと思っていますし、そんな話も聞いているわけです。ですから、正しい評価に結びつけることができるような調査者をどの程度確保しているのか、聞いていただけますでしょうか。

○**事務局（菅原主任）** 2次質問を行いたいと思います。

○**露崎会長** そのほかにございませつか。

○**大原委員** 似たような質問になるかと思えます。

事業者は5事業を一緒にすると言っていますが、それぞれの五つの事業は町村が違ふだけなのでしょうか。

○**事務局（菅原主任）** 区域の中で5発電所をどこかに建てるというだけであつて、現時点でその発電所がどこにどういふふうにつのかというのは全く明らかにされていないのです。ですから、こういうことがあり得るかどうかは分からないですが、一つの市町村に5発電所が全部建つという可能性も否定できない状況です。

○**大原委員** でも、この業者としては少なくとも五つ分の事業を一緒にやるという認識があるわけですよね。

また、昆虫について、これだけの面積をどうやって網羅的にやるのかは、方法書を見てから判断すればいいのかもしれませんが、今の白木委員の意見と同じで、今年環境省の緑の国勢調査の昆虫の年に当たつていまして、調査員が殆どいないと聞いているので、これだけの面積においてマイクロハビタットを持っている昆虫をどうやって調査するのかは不思議だなと思ひながら聞いていたのですね。

ですから、方法書段階の前にもう少し絞り込みをしないと何も分からない調査が行われるのではないかという気がしています。

○**事務局（菅原主任）** 昆虫については、先ほどの質問4-16と一つ前の質問4-15において、ちゃんと調査しますという回答が得られていますが、おっしゃるとおり、具体的にどの段階で区域をどれくらい絞り込んだ上で調査が始まるのかは現時点では不透明なところでは。

また、先ほど白木委員がおっしゃったように、方法書も含むということなので、恐らく方法書の段階である程度の絞り込みは行われるのかとは思いますが、どれだけの絞り込みが行われて、実際に調査が必要な区域がどれだけあるのか、その中で、今、大原委員がおっしゃったように、マイクロハビタットの把握がしっかりできるような調査計画がしっかりと組まれて、それがちゃんと地域で網羅されるのかというのは実際に方法書が出てみないと分からないという状況です。

○大原委員 私たちは方法書が出た段階で知るということですよ。では、配慮書の段階では、質問の仕方は違うかもしれませんが、懸念があるみたいなことを言えばいいということですか。

○事務局（菅原主任） そうですね。恐らく、配慮事項としてこういう懸念があるので、ちゃんとできるのかという質問になるのかなと思います。または、分かっている範囲で示してほしいという切り口から入っていくことも可能かと思います。

○露崎会長 これも同じかもしれませんが、やっぱり、植物もそうであるように、これだけの広大な面積を網羅的に、かつ、精度よく調査するというのはあまり現実的ではないので、その前提に立ってアセスをしてほしいという質問ができるとうれしいです。よろしくをお願いします。

ほかにご質問やご意見等がありましたらお願いします。

○高橋委員 8ページの質問4-1の超低周波音について不安や懸念があったときにはどう対応していくのかということについてです。

○露崎会長 それは資料1-1ですか。資料2-1ですか。

○高橋委員 両方同じです。

○露崎会長 ともかく質問4-1ですね。

○高橋委員 ちなみに、資料3-1まで同じですので、事務局は資料1から資料3まで同じだと思って聞いていただければと思います。

ここでは、いつものように、超低周波音について不安や懸念があったときにどう対応していただけるのかという質問をしています。その回答として、一般的なことを丁寧に説明していきますよということですが、今の道内の住民の方々の感じ方や、先ほど来話が出ているように、これだけ広大な領域では場所によってかなりいろいろな特徴があるだろうということを考慮すると、一般的な説明だけでこうした不安や懸念が払拭されるとは到底思えません。

説明をしますというのは、もっとも基本的なことで、当然のようにやることだと思っています。でも、例えば、理解がうまく得られない場合など、その先をどうするのだというところの事業者の考え方を2次質問なりで聞きたいなと思っていますので、事務局にはその方向で質問を考えていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 2次質問で対応させていただきます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等がございましたら、よろしくをお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ございませんでしたら、質問、意見等は以上としたいと思います。

この二つの事業については次回で答申となります。事務局では、これまで事業者いろいろな質問を行っており、今回の議論も踏まえて、次回までに再び事業者質問を送ることとなるわけですが、次の質問の答えを聞くところで止まってしまふこととなります。

さらに、これまで委員の皆様から出たいろいろな意見を考えますと、やはり、今までとはかなり異なった特徴のある案件ですし、次回、十分な審議を行うためには、事業者との相当なやり取りが必要になるのではないかと予測されます。とはいえ、それは時間的に難しいところがあります。

そこで、会長である私からの提案ですが、最初に事務局から説明がありました番号なしの資料の北海道環境影響評価審議会運営要綱の第3条を見ると、意見の聴取等として、「審議会は、必要があると認めるときは、事業者、道民その他の者の出席を要請し、その意見を聞くことができる。」とあります。つまり、我々が必要と認めれば、審議会に事業者を呼んで意見を直接聞くことができる制度です。

ですから、次回の審議会では、できましたら事業者にもお越しただいて、直接、質疑応答をしてもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

白木委員が賛成の手を挙げていますが、皆さんもリアクションをお願いします。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** 全員が賛成、反対はゼロですので、そのような形で次の審議を進めたいと思います。

○**白木委員** 今のことに関連するかもしれませんが、今はコロナ禍なので、多分、一般の傍聴は認めていないですね。

○**露崎会長** 映っていないところにたくさんおられます。

○**白木委員** 傍聴を可にしているのですか。

○**事務局(石井課長補佐)** まん延防止等重点措置が解除されておりますので、本日は若干の人数制限をし、間隔を空けた上で傍聴を可能としております。

○**露崎会長** 次回に答申文をまとめるところまで持っていくにはこのようにしないとかなかなか厳しいと思いますので、皆様には、Q&Aを含め、当日のご意見等の準備をお願いいたします。

それでは、議事(3)に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)抜海・豊田風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局(五十嵐主事)** こちらも、先ほどの2事業と同様に、同時期に株式会社ユーラスエナジーホールディングスが道北で計画している事業ですが、本案件については、さきの2事業とは扱いが異なり、1発電所で1配慮書となります。

先ほどの説明と重複する部分はありますが、まず、事業概要の説明を行います。

本配慮書は2月17日付で受理し、本審議会には3月3日付で諮問をさせていただいております。

縦覧期間も同じく2月17日から3月22日までとなっております。

先ず、図書を用いて、こちらも一部重複する部分はございますが、事業内容についてご説明いたします。

図書の5ページをご覧ください。

事業実施想定区域の位置は稚内市豊富町にまたがる区域となっております。

次に、1ページ戻って、隣の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力4,000キロワットから5,000キロワット程度の風力発電機を最大30基程度設置する計画であり、総出力は最大12万キロワット程度となります。

区域の面積は約5,781ヘクタールで、そのうち、風力発電機の設置予定範囲は約3,638ヘクタールとなっております。

関係市町村は稚内市と豊富町です。

次に、22ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要については、さきの2事業と同様に、最大の地上高は200メートル、ローター直径は最大160メートルとなります。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の他事業についてですが、ご覧のとおり、複数存在しております、最も近い事業は区域の北側の（仮称）勇知風力発電事業で、こちらは評価書が確定している事業です。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物の注目すべき生息地についてです。

68ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲にはサロベツ原野が存在し、区域及びその周囲には、IBA、KBA、鳥獣保護区、国立公園などが存在します。

79ページをご覧ください。

こちらは環境省のEADASのセンシティブティマップですが、事業実施想定区域を含むメッシュは、重要種であるオジロワシ、オオワシ等の生息情報により、注意喚起レベルA1、A3及びBに該当しております。

次に、植物についてです。

89ページをご覧ください。

こちらの図は現存植生図における区域の植生ですが、面積が比較的広い群落として、トドマツミズナラ群落やエゾイタヤミズナラ群落等が分布しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

123ページをご覧ください。

事業実施想定区域内には、植生自然度9の群落や特定植物群落が存在するほか、防風保安林が存在しています。

次に、景観についてです。

129ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図でありまして、兜沼などが選定されています。また、眺望点については、大きく飛んで、306ページの表4.3-33をご覧ください。

こちらは、それぞれの眺望点における風力発電機設置予定範囲からの距離と風力発電機の垂直視野角が示されています。垂直視野角が最も大きくなるのは夕来展望所であり、33.7度となっております。

また戻っていただきまして、153ページをご覧ください。

こちらは配慮が必要な施設の分布です。区域から最も近い施設は兜沼小中学校で、約1.8キロメートルとなります。

次に、住宅等の位置についてです。

1ページめくっていただきまして、155ページをご覧ください。

住居が区域内に複数存在しています。なお、住宅等から500メートルの範囲は、風力発電機の設置対象外区域とされています。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

223ページをご覧ください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表です。工事の実施による環境影響については、先ほどと同様、工事計画の熟度が低く、工事中の影響を検討するための情報が少ないことから、工事の実施に関する環境要因は対象として選定されていません。土地または工作物の存在及び供用については、陸上風力発電事業に係る項目はおおむね選定されております。

続きまして、226ページからの表をご覧ください。

こちらの表は、調査、予測及び評価の手法について、選定した環境要素の区分ごとにまとめております。

続きまして、315ページから317ページの表をご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表ですが、全ての項目において方法書以降の手続における配慮事項等がまとめられております。

また、評価結果ですが、この配慮事項等を検討することで重大な影響の回避または低減が将来的に可能であると考えられると評価されております。

以上が図書を用いた事業概要の説明となります。

続きまして、資料3-1を用いまして、事務局から1次質問を行い、いただいた事業者回答について紹介します。

累積的影響や評価手法など、前の2事業と同様の部分もありますので、一部省略して簡単に説明させていただきます。

なお、資料3-2については、1次質問への回答の別添資料ですが、説明には使用しませんので、適宜、ご参考にしてください。

まず、2ページの質問2-7をご覧ください。

先ほど図書内でも紹介しましたが、区域内には、特定植物群落、植生自然度9及び10の自然植生、KBAが含まれていることから、現時点で除外しなかった理由と今後どのように影響の回避、低減を行うかを聞きました。これに対して、事業者からは、工事計画が確定していない事項もあり、広めに設定しているため、今回は含まれているが、今後、区域の絞り込みにより回避を図るとともに、必要に応じて適切な措置を講じる方針だとのことです。

続きまして、3ページの質問3-2をご覧ください。

こちらは、コウモリ類の文献調査の範囲についての質問です。コウモリ類は、市町村単位での情報が乏しいので、広めの範囲で把握すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、コウモリ類を含めた動物の文献調査については、市町村単位に限らず、道北地方の広い範囲を対象に資料の収集に努めており、今後も追加すべき文献等があれば資料に追加し、図書に反映するとのことでした。

続きまして、4ページの質問3-6の②をご覧ください。

景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場について、関係市町や関係団体に確認し、地点の漏れがないようにすることが望ましいのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、地点の漏れがないように整理した上で今後の手続を行うことが望ましいと考えているため、方法書以降で関係市町や団体に確認し、図書に適切に反映するとのことでした。

続きまして、6ページの質問4-5をご覧ください。

こちらは、騒音についての質問です。風車の設置区域から0.5キロメートルから1キロメートルという比較的近い範囲に203戸の住宅が存在していることから、重大な影響が生じるという評価になるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、今後の手続において区域を絞り込むなどして、配慮が必要な施設や住居からの離隔に留意するとともに、現況を適切に把握し、影響の程度を把握した上で、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、影響を回避または低減できる余地があるため、重大な影響は回避、低減できると評価したとのことでした。

続きまして、最後になりますが、7ページの質問4-15をご覧ください。

こちらは動物についてです。区域は、自然公園、鳥獣保護区、IBAに囲まれ、KBAを一部含み、また、渡りのルート上にあるなどの懸念があることから、方法書以降では、渡りだけでなく、これら保護区等の間の移動への影響も十分に調査し、配慮されるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手続においては、保護区等の間の移動も含めて現地調査で把握し、適切に予測及び評価を実施するとのことでした。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

今後の予定ですが、前の2事業と同様、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。またメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問や意見等をお願いいたします。

○**押田委員** これは、株式会社ユーラスエナジーホールディングスという同じ会社ということで、前の二つの事業とこれを合わせると、まさしく道北の北のエリアから少し下がったところの一角が全部という感じになってしまいますので、やはり、これも隣接しているという意味で、累積効果的なことに配慮したほうがいいのではないかなと思います。前の二つの事業と併せて、そこをどう考えられているのかをお尋ねいただければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**事務局（五十嵐主事）** 先ほどの2事業と同様に、同時期に進められておりますので、3事業での累積的影響について事業者へ2次質問を行います。

○**露崎会長** 既存のものを含めての累積的影響も聞いていただけますか。

○**事務局（五十嵐主事）** そうですね。

○**露崎会長** ほかに質問やご意見等をお願いします。

○**石井委員** 先ほど、会長より次回は事業者を呼んでお話を聞きましょうということがありました。これは、基本的に先ほどの議事（1）や（2）と同じ事業だと理解しています。同じ会社ですので、例えば、今、議論されていることも当日にお聞きすることができるのかどうかを確認したいと思います。

というのは、これは適切な発言ではないかもしれませんが、全部を一緒にやるのだったら、これも一緒にやったらいいのではないかなという素朴な疑問もあるわけです。逆に、なぜこれを二つに分けたのか、だったら、五つをちゃんとばらばらにやりなさいという論理もあろうかと思うのですね。その辺の考え方にやっぱり納得がいかないといえますか、私の素朴な疑問として、同時にやる、一つずつやるという彼らの事業の考え方に対してかなり矛盾を感じますし、次回、もし来ていただけるのであれば、今の累積的影響の件も含めて、議事の（1）から（3）の全体について質問ができるような場になるといいのかなと思いますので、コメントをさせていただきました。

○**露崎会長** 今の意見に対して反対の方はおられませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 私自身としては、できればこの三つのことに関してお答えできる人に来ていただきたいと思っています。事務局でも検討していただけるようですし、その方向で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 事務局の石井でございます。

今の石井委員のご質問に対して、1点補足でございます。

先ほどの宗谷管内の事業になりますが、資料1-1の4ページの質問2-8において、

こちら宗谷と隣接しているにもかかわらず、なぜ別事業として扱っているのかという理由を聞いております。ただ、事業者回答としては、風況が違うからということで、理由になっていないことから、さらに聞かなければと思っているところですが、事業者がこちらに説明に来た時には、宗谷や留萌北部と比べ、この地域は準備が進んでいるから別事業にしたと伺っております。

○**露崎会長** 累積的影響等を考えるときには、やっぱり全体として考えることが重要ですので、ぜひともその事業者見解を聞きたいところです。よろしくをお願いします。

○**露崎会長** そのほかに意見や質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** それでは、次の議事に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)新瀬棚臨海風力発電所環境影響評価方法書についてです。先ず、事務局からの事業概要等の説明、一般意見の概要と事業者の見解、主な1次質問及びその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局(菅原主任)** 本案件については、昨年9月に配慮書手続が開始されまして、10月と11月の審議会にて配慮書についてご審議をいただいた(仮称)新瀬棚臨海風力発電所の方法書となっております。

昨年度の2月1日に方法書が道へ送付され、2月2日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が1回目の審議となります。

また、事業者から送付があった方法書についての意見概要と事業者見解については、3月30日に受理しておりまして、それに伴い、知事意見は6月28日が期限となっております。

本事業については2回のご審議をいただくことを予定しております。

また、意見概要と事業者見解については後ほど資料4-1を用いてご説明させていただきます。

まず、1回目の審議ですので、図書の概要についてご説明いたします。

緑色の図書をご覧ください。

表紙にありますとおり、事業者は株式会社ジェイウインドとなります。

開いていただきまして、3ページをご覧ください。

これは配慮書のときにもご説明しましたかと思えますけれども、下から二つ目の段落に記載されているとおり、本事業は、平成17年より6基の風力発電機を稼働しており、合計出力が1万2,000キロワットの瀬棚臨海風力発電所の建て替え事業、いわゆるリプレース事業となります。

ページを1枚めくっていただいて、4ページをご覧ください。

建て替え後も合計出力の1万2,000キロワットは変わりませんが、単機出力は2,000キロワットだったものが4,000キロワットへと倍増しまして、それに伴い、基数も6基から3基へと半減する計画となっております。

対象事業実施区域については、右側の5ページの図のとおり、久遠郡せたな町で、区域の大きさは約324.5ヘクタールです。

また、配慮書から方法書に進む際に区域の検討が若干進んでおりまして、その経緯については図書の後ろのほうの337ページに図が掲載されてございます。

山地災害危険地区や土砂災害危険箇所といった区域や後志利別川周辺の区域が事業実施想定区域から除外されているほか、兜野橋を挟んで事業実施想定区域をつなぐ道路が搬入路として利用、改変の可能性がある道路ということで追加されている状況です。

一方、この図書には風力発電機の設置位置が示されていないことから、Q&Aで質問をしたのですが、用地交渉前であり、具体の場所を図書で示すことはできないとのことでありました。ただ、非公開にすることを前提に、事業者から、風力発電機の設置位置の候補として、資料4-3の別添2-2が示されています。

なお、こちらは候補ですので、設置予定の3基よりもポイント数が多くなっております。後ほど調査地点の位置図等が示されますが、その際に本図と見比べていただきますことで、調査計画の妥当性についてご審議をいただく際の検討材料の一つとしていただければと考えてございます。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてご説明いたします。

図書に戻りまして、33ページをご覧ください。

対象事業実施区域の風力発電機設置範囲のほぼ全域については、重要な地形である瀬棚一川尻海岸もしくは瀬棚段丘のどちらかと重複している状況です。

次に、47ページをご覧ください。

動物についてです。

センシティブティマップでは、区域及びその隣接メッシュにおいて、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカの生息情報があり、それによって注意喚起レベルA3に分類されています。

また、1枚めくっていただきまして、48ページのとおり、海域版のセンシティブティマップにおいても、海鳥の洋上分布があり、注意喚起レベル2に分類されております。

次に、植物についてです。

55ページをご覧ください。

区域内には、主として、牧草地や造成地、自然裸地が多く見られる一方で、66ページをご覧くださいと分かるのとおり、植生自然度10の砂丘植生や保安林が存在しています。植生自然度9の植生については区域内には見られません。

次に、景観についてです。

70ページをご覧ください。

こちらは主な眺望点の状況についての図ですが、立象山展望台等の主要な眺望点が黒丸で6か所示されております。

また、ページは飛びますが、297ページをご覧くださいと、主要な眺望点に日常的な視点場が追加され、計9地点が示されております。

ページを1枚おめくりください。

こちらは人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、周囲には三本杉海水浴場などの10地点が存在しております。

次に、住居等との位置関係についてです。

97ページをご覧ください。

まず、配慮が特に必要な施設の分布状況ですが、最も近い施設は瀬棚学童保育所で、区域との離隔距離は約240メートルとなります。

そして、ページをめくっていただきますと、住居の状況が図で示されておりました、区域と住居が接しており、現時点で区域と住居の間に一定の離隔距離は取られていないことが分かるかと思えます。

続いて、図書の第6章に入っていきますが、ここからは資料4-2の1次質問及び回答も併せてご説明させていただきますので、資料4-2もお手元にご用意をいただければと思います。

まず、図書の230ページをご覧ください。

環境影響評価項目及び手法についてのご説明となります。

選定項目についてですが、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目となっております、本事業は陸上風力の一般的な項目にはおおむね丸がついている状況でございます。

次に、236ページの表をご覧ください。

累積的影響に関する選定項目ですが、騒音、振動、風車の影、その他、希少猛禽類や渡り鳥、景観といった一部の項目について累積的影響の予測、評価を実施すると記載されております。

これに関しまして、資料4-2の3ページの質問6-2をご覧ください。

計画中の事業について、今後どのように累積的影響に関する検討を行うのかを質問しました。これに対して、事業者からは、予測に必要な諸元が得られた事業については累積的影響の対象にすることです。

続いて、環境影響評価の手法について、主な項目に絞って説明させていただきます。

まず、図書の250ページから252ページをご覧ください。

騒音の現地調査の地点がそれぞれ示されておりますが、250ページが工所用資材の搬出入に係る騒音の調査、251ページが建設機械の稼働に係る騒音の調査、252ページが風力発電機の稼働に係る騒音の調査についての図でございます。

これに関しましては、資料4-2の5ページの質問6-17において、図6.3-2の建設機械の稼働に係る図に関し、EN-5については騒音環境基準の指定区域で行うべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、地権者の承諾が得られた場合にはそちらに調査地点を変更することです。

続いて、図書の271ページからは、動物における各調査の手法が示されています。一例ですが、コウモリ類については、直接観察法、捕獲調査、夜間調査、高度別の音声モニタリング調査、希少猛禽類については定点調査と営巣地確認調査を行うこととされています。

これら調査の補足としまして、先ほどの資料4-2の5ページの質問6-25において、調査の努力量について質問をしており、事業者からは回答が示されています。なお、先ほどの風車配置図が載っていた別添資料4-3の9ページでは踏査ルートが示されていますので、こちらも併せてご確認くださいと思います。

また、図書内では277ページから捕獲調査等の位置が図示されています。

植物につきましても同様に、図書の287ページからは各調査の手法が、別添資料には踏査ルートが示されていますので、ご確認くださいと思います。

次に、動物に話を戻しますが、同じく資料4-2の5ページの質問6-27では、トガリネズミ類に関し、本審議会で繰り返しご指摘をいただいていたトラップ調査の墜落缶の設置個数について質問を行いました。これに対して、事業者からは、手法について再度検討を行うとのことでした。

続いて、図書の297ページをご覧ください。

景観についてです。

図書の概要説明でもこの図をご覧くださいましたが、主要な眺望点の6地点に日常的な視点場の3地点をプラスし、9地点において調査を実施するとされています。

これに関しまして、資料4-2の7ページの質問6-41において、フォトモンタージュを基にヒアリングやアンケートを行うべきではないかと質問をしております。これに対して、事業者からは、現時点においてフォトモンタージュを提示してのアンケート調査は予定しておらず、準備書に係る説明会において地域住民等からの意見聴取を行うとのことでした。

図書の概要については以上となります。

次に、先ほどご紹介いたしました方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明いたしますので、資料4-1をご覧ください。

2ページの3の環境影響評価方法書についての意見の把握の(3)の意見書の提出状況を見ていただくと分かるかと思いますが、意見書の総数は0通であったとのことでした。

本事業の説明については以上となります。

今後の予定ですが、先ほどの事業と同様に、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等

をお願いいたします。

○白木委員 図書の292ページに、生態系の評価のうち、上位性注目種に対する影響予測のフロー図が載っていますが、そちらの図や説明に関して伺います。

まず、海ワシ類を上位性の注目種として影響を評価するとありますが、このフローを見る限り、繁殖しているのはオジロワシだけではないかなと思われるので、それを敢えて海ワシ類としているのはどういう理由があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、営巣に係る影響と採餌に係る影響に分けられているうちの採餌に係る影響についてですが、これは上位性の注目種なので、下位の餌生物の動態がその種の生息に影響を及ぼします。特に、この種の選定条件、候補とした理由というのは、沿岸環境の食物連鎖で最上位に位置する種であるとなっていることから、餌種へのインパクト、あるいは、その餌種の餌種、例えば、水鳥類、海鳥類、魚類なんかを主な餌とするのですが、この施設の建設がそういった餌種に対してどんな影響を及ぼすのかということも踏まえて、ワシへの影響を評価しなければならないはずだと思うのです。それが抜けているので、なぜ入れないのですかと聞いていただくといいですか、入れてくださいということですね。

○事務局（菅原主任） もう一回確認させていただきたいのですが、まず、292ページの上位性注目種の予測のフロー図については、海ワシ類とくくっているけれども、オジロワシのことではないかということですね。

○白木委員 繁殖や営巣に関わるとなると、オオワシはこちらにいないので、オジロワシだけになるということですね。もし、敢えて海ワシ類としたのであれば、越冬期を想定しているのかもしれませんが、その場合は繁殖期と越冬期で分けなければいけないと思いますし、越冬期の場合は滞在時期が非常に限られるので、上位性の注目種の評価にはあまり向いていないのではないかなと考えられるのです。

○事務局（菅原主任） 分かりやすさを重視するのであれば、海ワシ類とぼやかすのではなく、オジロワシと明示すべきではないかというご意見ですね。

もう一方は、解析の採餌に係る影響のことですか。

○白木委員 そうですね。餌種そのものに関わるインパクトが評価の対象になっていないのです。例えば、その場所に生息している水鳥などの採餌適地、餌を取っている場所だけに対する評価が行われることになっていて、その餌種の増減などに関する評価が入っていないのですよね。

○事務局（菅原主任） それは、例えば、オジロワシが影響を受けることによって餌種の動態がどう動くかということですか。

○白木委員 逆です。要するに、この施設の建設がオジロワシの餌種に対して影響を与えれば、当然、オジロワシにも影響が出てきますよね。ですから、下位の生物種に対するインパクトを評価しなければならないということですね。

○事務局（菅原主任） 先ほどおっしゃっていた水鳥等に施設の稼働に係る影響があるの

であれば、その影響がオジロワシに波及するのではないかということですね。

○白木委員　そうです。それを入れるべきだと思います。

○事務局（菅原主任）　承知いたしました。2次質問で確認したいと思います。

○露崎会長　白木委員とよく相談して文章の作成をお願いいたします。

それでは、大原委員、お願いします。

○大原委員　まず、274ページのところに、死骸調査というのがあって、既設風力発電機周辺の飛翔性動物の死骸を確認するというのがあるのですが、発電機の羽根でたくさんの昆虫が落とされているという報告があるので、私は少し気になっているんですね。

今回は既存の発電機があって、大きなものにするのかは分かりませんが、そこに新たにという珍しい例だと思いますので、希少性動物の死骸に昆虫が含まれているのかどうかを確認していただければと思います。もし昆虫まで含まれているのであれば、どのぐらいのサイズからの昆虫を死骸として拾っていただけるのか、また、もし可能であればパン・トラップみたいなものを置いていただくと、相当落ちているのか、大したことがないのかということも分かると思うんですね。

それから、ブレードにくっついている虫の数なんかも数えていただけると、飛翔性の動物について、例えば、昆虫は数億の単位で殺されているというか、ぶつかっているという報告がありますので、今回、既設のものがあるというのはとてもいいチャンスかなと思っています。

いずれにしても、希少性動物に昆虫が含まれているかどうかという質問です。

○事務局（菅原主任）　趣旨については理解したのですが、音声途切れがちで最初のほうが聞こえなかったので、ページ数をもう一度おっしゃっていただけますか。

○大原委員　274ページのテーブルの上から二つ目です。

○事務局（菅原主任）　ありがとうございます。

○大原委員　よろしく願いいたします。

○露崎会長　そのほかにご意見やご質問等をよろしく願いいたします。

○石井委員　リプレースなのかは分かりませんが、既設のものがあるということですね。私も不勉強でしたし、まだ読んでいないところもあるのですが、前に造った時には、恐らく、どれぐらいの期間かは別にして、事後評価をやっていると思うんですね。そういった事後評価があったとしたら、継続したモニタリング、あるいは、騒音や振動、バードストライクなど、今の昆虫も含めて、いろいろな影響の調査をされていると思うのですが、そういった内容を踏まえて、今回、方法書を作られているのかどうかということですね。また、今回の調査は、その際の住民の皆さんへの情報公開、あるいは、住民からの苦情や意見も踏まえたものになっているのかということもあります。

この辺について、僕がばーっと見た感じではよく分からなかったのですが、事務局としてその辺りをどのように解釈されているのかをお聞きしたいです。場合によってはその辺を聞いてもいいのかどうかもお聞きしたいと思います。

○事務局（菅原主任） これは風力発電機がアセスの対象になる前の事業ですので、アセスは実施されていません。自主的なアセス等が行われていたかどうかは、配慮書段階のときに質問していますし、事後調査等についてもたしか質問していたかと思うのですが、今、手元に資料がないので、申し訳ありませんが、そこについて具体的にお答えすることは難しいです。

○石井委員 そうすると、私のほうでこういうことを聞いてもいいのでしょうか。そういった事後調査云々というよりも、既設のものの調査内容やモニタリング内容、周辺住民への情報公開など、やはり気になるところがあるのですね。今回は住民から意見書の提出がなかったということなので、特段問題はないのかなという気もしているのですが、コメントをしますので、できればそれをうまく酌んでいただいて、2次質問をしていただくと助かります。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。

○露崎会長 どんどん質問をしてください。よろしくお願いします。

そのほかにご意見やご質問等をよろしくお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 よろしいようですので、2次質問をよろしくお願いします。

それでは、これもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

○事務局（石井課長補佐） 皆様、本日は、4件の議事についてご審議をいただき、ありがとうございました。

今回は、道北の3事業に関し、事業者の意見を聞くために出席を求めることになりましたので、対応してまいりたいと思います。

今回の令和4年度第2回北海道環境影響評価審議会は、日程を調整させていただいておりましたが、5月23日月曜日の午後に札幌市内の会議室での開催を考えております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、影響を受けることもあり得ることはご承知おきいただければと思います。

詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い間、お疲れさまでした。

以 上